

＜申請者の転入届（三郷市内の住所変更）・転居届（三郷市内の住所変更）・国外転出（国外への住所変更）と同時の電子証明書発行・更新専用＞

記入例

- 三郷市への住所変更、三郷市内の住所変更又は国外への住所変更と同時に電子証明書の委任状です。その他の用途には使用できません。
- かたのみに委任できます。（新住所で同じ世帯にならないかたはこの委任状の代理人になることはできません。）
- また、代理人になるかたは、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。（裏面を参照してください。）
- （３）代理人欄も含めてすべての欄を申請者（頼むかた）が自筆で記入してください。
- （４）記入漏れ等があると受付できない場合があります。（代理人は記入できません。）
- （５）委任状の委任内容を表す文中、電子証明書の種類の該当する箇所に○を付け、必要事項を記入の上、他人の目に触れないよう、封筒に封入・封緘して、申請者（頼むかた）の個人番号カードと併せて持参させてください。
- （６）委任状は必ず来庁の上、提出してください。郵送その他の方法で提出された場合は、受付できません。

三郷市長 あて	令和 5 年 1 月 1 日
（申請者／利用者の新住所）	三郷市 花和田648－1 かいつぶりマンション101
（申請者／利用者の氏名）	三郷 太郎
（申請者／利用者の生年月日）	大正・昭和・平成・西暦 60 年 1 月 1 日
以下の（１）又は（２）のどちらかにチェックを記入してください。	
（１）暗証番号が必要な電子証明書を発行・更新する ☒	（２）暗証番号が不要な電子証明書を発行・更新する ☐ （顔認証マイナンバーカード※１） （署名用電子証明書は発行できません）
（１）を選択したかた又は今回の発行・更新で顔認証マイナンバーカードへの設定切替を希望しないかたのみ、以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。	
・ご自身で設定されている従来の暗証番号をご記入いただき、発行・更新後も再度同じ暗証番号を設定いたしますので、あらかじめご了承ください。	
・新規発行（初回）の場合は、ご自身の希望される電子証明書の暗証番号をご記入ください。	
・署名用電子証明書については、英字（大文字）・数字混在で6文字以上16文字以下、利用者証明用電子証明書及び住民基本台帳用暗証番号については、数字4桁でご記入ください。	
・数字の「0」と英字の「O」、数字の「1」と英字の「I」等の混同を避けるため、分かりやすくご記入ください。	
署名用電子証明書の暗証番号	1 9 8 5 M T
利用者証明用電子証明書の暗証番号	1 9 8 5
住民基本台帳用暗証番号※	1 9 8 5 ※既に設定している数字4桁の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を記入してください。
（委任内容） 私は、下記の者を代理人として署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の発行に関する手続（代替文字の選択を含む※２）についての権限を委任します。	
記	
（代理人の住所）	三郷市 花和田648－1 かいつぶりマンション101
（代理人の氏名）	三郷 花子
（代理人の生年月日）	大正・昭和・平成・西暦 59 年 1 月 1 日 配偶者・親 子・その他（ 姉 ）

※１：顔認証マイナンバーカードは、健康保険証としての利用は可能ですが、証明書コンビニ交付サービスやその他のマイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスは利用できません。

※２：代替文字の選択とは、申請されるかたの住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字の代わりに置き換える文字を選ぶ手続のことを指します。

（お持ち物）
申請者（頼むかた）のマイナンバーカード、委任状（この書類）、代理人の本人確認書類（裏面を参照してください）

＜申請者の転入届（三郷市への住所変更）・転居届（三郷市内の住所変更）・国外転出（国外への住所変更）と同時の電子証明書発行・更新専用＞

- （ご注意）
- （１）この委任状は、申請者（頼むかた）が三郷市への住所変更、三郷市内の住所変更又は国外への住所変更と同時に電子証明書の発行・更新を代理人に委任する際の委任状です。その他の用途には使用できません。
- （２）住所変更後の新住所で同じ世帯となるかたのみに委任できます。（新住所で同じ世帯にならないかたはこの委任状の代理人になることはできません。）
- また、代理人になるかたは、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。（裏面を参照してください。）
- （３）代理人欄も含めてすべての欄を申請者（頼むかた）が自筆で記入してください。
- （４）記入漏れ等があると受付できない場合があります。（代理人は記入できません。）
- （５）委任状の委任内容を表す文中、電子証明書の種類の該当する箇所に○を付け、必要事項を記入の上、他人の目に触れないよう、封筒に封入・封緘して、申請者（頼むかた）の個人番号カードと併せて持参させてください。
- （６）委任状は必ず来庁の上、提出してください。郵送その他の方法で提出された場合は、受付できません。

三郷市長 あて	令和 年 月 日
（申請者／利用者の新住所）	三郷市
（申請者／利用者の氏名）	
（申請者／利用者の生年月日）	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
以下の（１）又は（２）のどちらかにチェックを記入してください。	
（１）暗証番号が必要な電子証明書を発行・更新する ☐	（２）暗証番号が不要な電子証明書を発行・更新する ☐ （顔認証マイナンバーカード※１） （署名用電子証明書は発行できません）
（１）を選択したかた又は今回の発行・更新で顔認証マイナンバーカードへの設定切替を希望しないかたのみ、以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。	
・ご自身で設定されている従来の暗証番号をご記入いただき、発行・更新後も再度同じ暗証番号を設定いたしますので、あらかじめご了承ください。	
・新規発行（初回）の場合は、ご自身の希望される電子証明書の暗証番号をご記入ください。	
・署名用電子証明書については、英字（大文字）・数字混在で6文字以上16文字以下、利用者証明用電子証明書及び住民基本台帳用暗証番号については、数字4桁でご記入ください。	
・数字の「0」と英字の「O」、数字の「1」と英字の「I」等の混同を避けるため、分かりやすくご記入ください。	
署名用電子証明書の暗証番号	
利用者証明用電子証明書の暗証番号	
住民基本台帳用暗証番号※	※既に設定している数字4桁の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を記入してください。
（委任内容） 私は、下記の者を代理人として署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の発行に関する手続（代替文字の選択を含む※２）についての権限を委任します。	
記	
（代理人の住所）	三郷市
（代理人の氏名）	
（代理人の生年月日）	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日 配偶者・親 子・その他（ ）

※１：顔認証マイナンバーカードは、健康保険証としての利用は可能ですが、証明書コンビニ交付サービスやその他のマイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスは利用できません。

※２：代替文字の選択とは、申請されるかたの住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字の代わりに置き換える文字を選ぶ手続のことを指します。

（お持ち物）
申請者（頼むかた）のマイナンバーカード、委任状（この書類）、代理人の本人確認書類（裏面を参照してください）

代理人の本人確認書類一覧（官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類で有効期間内のものが必要です）

下記のいずれか 1 点をお持ちください。

- ・マイナンバーカード
- ・旅券（パスポート）
- ・住民基本台帳カード（氏名、生年月日、住所、性別が記載されているもの）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（H24. 4. 1以降発行のもの）
- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・宅地建物取引士証
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・特殊電気工事資格者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・運行管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・一時庇護許可書
- ・在留カード
- ・仮滞在許可書
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書
- ・官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で該当職員の写真を貼り付けたもの

代理人の本人確認書類一覧（官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類で有効期間内のものが必要です）

下記のいずれか 1 点をお持ちください。

- ・マイナンバーカード
- ・旅券（パスポート）
- ・住民基本台帳カード（氏名、生年月日、住所、性別が記載されているもの）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（H24. 4. 1以降発行のもの）
- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・宅地建物取引士証
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・特殊電気工事資格者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・運行管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・一時庇護許可書
- ・在留カード
- ・仮滞在許可書
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書
- ・官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で該当職員の写真を貼り付けたもの